

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止の休業要請等に係る協力金 よくあるご質問 Q & A

### Q1-1 今回の休業要請等は、何に基づくものですか？

A. 今回の休業要請等は、「新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県緊急事態措置」の一環として、施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請等）がなされたものです。

休業要請等については、県のホームページの次の個所をご覧ください。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1205/kj00021936.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/kj00021936.html)

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_pfile/00021936/01390219.pdf](http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00021936/01390219.pdf)

### Q1-2 協力金の対象となる施設は、どこを見ればわかりますか？

A. 県のホームページの次の個所をご覧ください。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法によらず休業など適切な対応について協力を依頼する施設

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_pfile/00021931/01392691.pdf](http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00021931/01392691.pdf)

### Q1-3 申請書は、どこでもらえるのでしょうか？

A. 県議会で予算が可決された後、準備が整い次第、申請要項、申請書様式などを県のホームページに掲載しますので、ダウンロードをお願いします。

ホームページの閲覧ができない場合として、市町村庁舎や商工会議所、商工会で受け取れるよう準備を進めます。

※お問い合わせ、申請、給付手続きは、全て県で実施しますので、お問い合わせは、コールセンターをお願いします。お住いの市町村窓口では対応できませんので、予めご了承ください。

### Q1-4 申請の際、申請書以外に必要な書類はありますか？

A. 現時点では、次の書類を予定しています。

- ・ 申請書（法人にあつては「法人番号」を記入）
- ・ 営業実態が確認できる書類  
（確定申告書の写しや営業許可証の写し、帳簿など）
- ・ 休業等の状況がわかる資料  
（休業や時間短縮を告知しているホームページやチラシ、店先に貼付した貼り紙の写し、休業店舗等の写真 など）

**Q2-1 4月23日から休業要請期間の終了日までのすべての期間において、休業していないと協力金は支給されないのですか？**

A. はい、令和2年4月23日（木）から休業要請期間の終了日までのすべての期間において、「休業」又は「営業時間の短縮」にご協力いただくことであり、できれば4月23日（木）、少なくとも4月24日（金）から休業要請期間の終了日までのすべての期間の休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力いただいた場合は、協力金支給の対象となります。

また、県内に複数の対象施設をお持ちの場合は、すべての施設を休業していただく必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、休業要請開始日前から引き続き休業する場合も協力金支給の対象となります。

**Q2-2 4月22日以前に休業していた場合も協力金は支給されますか？**

A. 対象となる施設に該当し要件を満たしている場合は支給されます。

**Q2-3 少なくとも4月24日から休業又は時間短縮に協力する場合、24日の途中から休業を判断した場合は協力金の対象になりますか？**

A. 今回の協力金については、休業要請等の発表から準備期間が短い間に休業の準備を進めていただくことになったことから、24日中に休業または営業時間の短縮を開始したことが認められる場合も対象となります。

**Q3 複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業しないといけませんか？**

A. 休業要請の趣旨をご理解いただき、すべての施設を休業していただく必要があります。

例えば、施設Aが「休業要請対象施設」、施設Bが「営業時間短縮の協力要請対象施設」である場合、施設Aは休業を、施設Bは営業時間の短縮をお願いします。その場合、協力金は「休業要請対象施設」に係る協力金のみの適用となります。

**Q4 飲食店の場合、協力金の対象となりますか？**

A. 飲食店については、夜間の営業自粛に向け、朝5時から夜8時までの間の営業時間にしていただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜10時まで営業していたものを夜8時までに短縮するなど、朝5時から夜8時までの枠の中に入る営業時間に短縮した場合は対象となります。

**Q5 もともと、朝5時から夜8時までの枠内の営業である飲食店は協力金の対象となりますか？**

A. 営業時間短縮の協力要請対象となっておりませんので、協力金の対象となりません。ただし、終日休業とした場合は対象となります

**Q6-1 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支援対象となりますか？**

A. 店内飲食の営業時間を短縮し、夜 8 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、協力金の対象となります。

**Q6-2 もともと朝 5 時から夜 10 時までの営業であったところを夜 8 時までの営業とし、夜 8 時以降をテイクアウト（またはデリバリー）の営業とする場合、協力金は支給されますか？**

A. 店舗内の客席を利用する営業が夜 8 時までで終了するので、協力金の対象となります。

**Q6-3 店舗は閉めている（お客の来店なし）が、従業員が出勤し、事務所で事務作業をしている場合は、協力金の対象となりますか？**

A. 協力金の対象となります。

**Q7 宴会場のあるホテルが全館休館とした場合は対象となりますか？**

A. 宴会場を閉めているので、協力金の対象となります。

**Q8 フリーランスで活動していますが、休業要請施設と契約している場合は対象となりますか？**

A. 休業を要請されている施設を運営している事業者に対しての協力金であることから、施設を運営していない場合は協力金の対象となりません。

**Q9 開店したばかりでまだ営業期間が短いですが、今回の休業要請に応じた場合は対象となりますか？**

A. 4 月 22 日以前に営業していることが、提出された書類で確認できた場合は協力金の支給対象となります。

**Q10 ショッピングモールに入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？**

A. ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している事業者で、要請に応じて休業もしくは営業時間の短縮にご協力いただいた場合は、協力金の支給対象となります。

---

**Q11 100 m<sup>2</sup>超の商業施設（休業要請対象）の中に入るテナントは、協力金の対象となりますか？**

A. 支給対象は、テナントごとにどの「種類」にあたるかによりご判断ください。

- 例1) 生活必需物資を販売している（例：雑貨屋）＝休業要請の対象外
- 例2) 生活必需物資ではないものを販売している（例：アクセサリィ店）  
＝100 m<sup>2</sup>超であれば、対象となる
- 例3) 遊技施設（例：ゲームセンター）＝休業要請の対象となる

床面積の合計が100 m<sup>2</sup>以下の商業施設については、休業を要請するものや協力を依頼するものとは異なり、営業を継続する際には、適切な感染防止対策を施すよう依頼するものであることから、協力金の支給対象としません。

したがって、複合商業施設が休業した場合でも、一律に休業要請の対象、協力金の支給対象となるわけではありません。

**Q12 個人事業主は対象となりますか？**

A. 要請に応じて休業もしくは営業時間の短縮にご協力いただいた個人事業主は対象となります。

● **Q13-1 協力金の対象となる中小の事業者の範囲は？**

A. 中小企業基本法<sup>\*1</sup>に規定する中小企業（国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）及び個人事業主が対象となります。

ただし、「文教施設」<sup>\*2</sup>及び「大学・学習塾等」<sup>\*3</sup>については、常時使用する従業員の数が100人以下の場合、中小企業基本法に規定する法人以外の法人（国及び地方公共団体が運営・出資する法人を除く。）が運営する施設も対象となります。

※1 中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※2「文教施設」：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校

（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請））

※3「大学・学習塾等」：大学、専門学校、高等専修学校、専修学校・各種学校、日本語学校・外国語学校、インターナショナルスクール、自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室、そろばん教室、バレエ教室、体操教室

①床面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>超

施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）

②床面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>以下～100 m<sup>2</sup>超

施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼

**Q13-2 NPO法人は、対象になりますか？**

A. 休業要請の対象となっている「文教施設」及び「大学・学習塾等」を運営している場合については対象になります。

**Q14 県の協力金と国の持続化給付金（上限 中小企業等：200万円、個人事業者等：100万円）の両方に申請することはできますか？**

A. 本協力金は、休業補償ではなく、県の緊急事態措置の一環として行った休業要請及び営業時間の短縮の協力要請にご協力いただくためのものです。

このため、国が、売上げが大きく減少した事業者に対して給付する「持続化給付金」とは別のものですので、両方に申請されることは可能です。